

# 新葛飾区基本構想

## (中間のまとめ案)

令和 2 年 2 月

# 第1章 基本構想の基本的な考え方

## 1 基本構想の役割

基本構想は、本区の置かれている自然的、歴史的、社会的な諸条件を考慮し、長期的展望に立って将来における望ましい姿を描き、それを実現するための基本的な方向を示すものです。

また、基本構想は、まちづくりに当たって、葛飾区の地域に関わるもの全てが協力してその実現に努めるべき目標であり、本区の計画的行政運営の指針としての役割はもちろん、区民、国、都等が活動を行うに際して尊重すべき指針としての役割をもつものです。

## 2 基本構想の前提

### (1) 対象区域

葛飾区全域を対象とします。また、区民の生活圏は行政圏域を越えて広域化していることから、本区を取り巻く周辺諸都市の状況についても十分配慮します。

### (2) 区民

この基本構想において「区民」とは、本区に居住する者をはじめ、本区内で働き、活動する者、事業者、団体など本区に関係するものを広く含むものとします。

### (3) 将来人口

葛飾区の将来人口については、30年後の令和32年（2050年）の人口を約43.7万人であると推計します。

また、上記推測人口の3階層別人口構成比については、幼少年齢人口（0～14歳）約11%、生産年齢人口（15～64歳）約59%、高年齢人口（65歳以上）約30%と設定します。

## 第2章 基本構想の理念

次の3点を区政運営の根本を貫く考え方とし、基本構想の理念とします。

### 1 人権・平和・多様性の尊重

全ての人々は、平和な社会の中で、安全で健康な生活を営み、個性を尊重され、誰もが持てる能力を十分に発揮し、その人らしい人生を全うする自由と平等を保障されなければなりません。

そのために、全ての人々が、平和を尊び、多様性の尊重が個人にとっても組織や社会にとっても能力の発揮や価値の創造において重要であることを認識し、互いの人権と個性を尊重し、協力し合い、支え合う、多様な可能性が開花する豊かな地域社会を構築していきます。

### 2 区民との協働

地域の人々の発意と活力に満ちた地域社会を構築していくためには、そこに住み、働き、学び、憩う全ての人々が、まちづくりの主役となり、共に取り組んで行かなければなりません。

地域に集う多様な主体が、互いの信頼と尊重の下、共に区の未来を考え、それぞれの得意とするところを活かしながら協働してまちづくりを進めていくことで、豊かな地域社会を構築していきます。

### 3 持続的な発展

本区が将来にわたって繁栄していくためには、成長と成熟とを調和させつつ、経済、社会、環境の統合的向上を図っていかなければなりません。

経済的な豊かさや量的な拡大の追求にとどまらず、心の豊かさや質的な面からも持続的な進化・発展を追求し、誰もが豊かさや幸福を実感しながら自然と共生しつつ快適に暮らし続けることのできる、真に豊かな地域社会を構築していきます。

## 第3章 本区の将来像

今後、本区がまちづくりを進めるに当たっての長期的な目標である将来像を次のとおり定めます。

この将来像は、将来にわたり、区と区民、国、関係する行政機関とが協働して、その実現に努める理想像とするものです。

**区民とつくる、水と緑ゆたかな心ふれあう住みよいまち**

## 第4章 基本的な方向性

将来像を実現するため、次の5点を基本的な方向性として定め、区と区民、国、関係する行政機関とが協働して取り組みます。

### 1 いつまでもいきいきと幸せに暮らせる、安全・安心なまち

地震、水害等の自然災害や、犯罪、交通事故等の危険のない安全なまちであること、また、生涯にわたって、心身ともに健やかに自らの望む生活を安心して送れることは、そこに暮らす全ての人々の幸福の礎となります。

共に協力し合い、支え合いながら、誰もが生涯にわたり、安全・安心に、かつ幸せに暮らせるまちを目指します。

#### (1) 災害に強く、犯罪や事故のない安全なまち

区民の生命と財産を守るため、災害に強く、犯罪や事故のない、いつまでも安全に暮らし続けられるまちをつくります。

- 災害時の被害を最小限に食い止める事前復興の視点から、災害に強い市街地の形成を促進します。また、日頃から災害に備えて強固な防災体制を築くことで、誰もがいつまでも安全に暮らし続けられるまちをつくります。
- 誰もが「自分の身は自分で守る」という防犯意識を持って地域住民が一体となった防犯活動を展開するとともに、区民が、賢く、自立した消費者として生活できる環境を整備し、犯罪のない、安全なまちをつくります。
- 自転車や歩行者の交通環境の整備や交通安全に対する意識の醸成を図り、子どもから高齢者まで誰もが安全に生活できるまちをつくります。

## (2) いつまでもいきいきと健やかに暮らせる安心なまち

**生涯を通じて、いきいきと健やかに暮らせる環境と、支援を必要とする方や家族を地域で包括的に支える環境を整備し、誰もが、住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らし続けられるまちをつくります。**

- 区民の健康への意識を高めながら、区民一人一人が、それぞれの年代に合わせて主体的にこころとからだの健康づくりやスポーツに親しめる環境を充実し、生涯にわたり健康に安心して暮らせるまちをつくります。
- 疾病の早期発見、治療、リハビリテーションから在宅医療に至るまで、必要な時に必要な医療や介護を受けられるまちをつくります。
- 感染症の拡大予防や食品の安全・安心に係る体制を確立するとともに、衛生的で快適な生活を送れるまちをつくります。
- 高齢者が自分らしくいきいきと過ごすことができる環境をつくるとともに、介護が必要となっても、住み慣れた地域の中で見守られ、互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちをつくります。
- 障害のある方もない方も誰もが、自らの可能性を十分に發揮しながら社会参加でき、共に働き、共に生活し続けることができるまちをつくります。
- 発達の遅れや障害のある方が、一人一人の状況に応じ、ライフステージに応じた適切な支援を受け、住み慣れた地域の中で自分らしく生活できるまちをつくります。
- 区民が生活に困窮しても、自らの能力を十分に活用しながら、生活の安定と向上を図ることができるよう支援することにより、自立した生活を送れるまちをつくります。

## 2 人や自然にやさしく、誰もが快適に暮らせる美しいまち

心安らぎ、快適な空間の中で、自分らしく充実した生活を送ることは、そこに暮らす全ての人々の願いです。

本区の特性である河川や自然豊かな環境を活かしながら美しい都市環境を創造するとともに、良好な住環境や利便性の高い交通環境が整備された、人や自然にやさしく、いつまでも快適に暮らせるまちを目指します。

### (1) 人にやさしく、誰もが自分らしく暮らせるまち

全ての人々が、思いやりの心を持って、互いの個性や文化の違いを認め合い、共に支え合いながら、自分らしく暮らすことができるまちをつくります。

- あらゆる差別や偏見がなく、全ての人の人権が尊重され、一人一人が持てる個性と能力を発揮して自分らしい人生を生きられるまちをつくります。
- 誰もが互いの個性や違いを認め合い、多様性が尊重され、共に支え合うことのできるまちをつくります。
- それぞれの国の文化や習慣の違いを理解し合い、日本人にとっても外国人にとっても暮らしやすく、共に生きていくことができるまちをつくります。
- 一人一人が思いやりの心を持って主体的に行動するとともに、誰もが自由に移動し、活動し、参画し、自己選択・自己決定することができる、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちをつくります。
- 世界平和や核兵器廃絶に向けた意識が高く、平和を尊ぶまちをつくります。

## (2) 自然にやさしく、美しい都市環境を創造するまち

葛飾の特性である河川や緑豊かな環境を活かしながら美しい都市環境を創造するとともに、環境負荷の少ない、自然にやさしいまちをつくります。

- 河川に囲まれた地形や自然あふれる公園などの貴重な環境を次世代へつなぐとともに、豊かな水環境や生態系に親しみ、楽しむことができるまちをつくります。
- 自然環境を保全しつつ、まちの美化活動に取り組むとともに、まちを豊かな緑とたくさんの花で彩ることで、にぎわいのある美しい都市環境を創造します。
- 技術革新を積極的に活用しながらエネルギー利用の効率化を推し進めて脱炭素社会を実現するとともに、ごみの減量や資源化を促進して循環型社会を形成し、人と地球にやさしい持続可能なまちをつくります。

## (3) いつまでも快適に暮らしあげられるまち

地域の特性を踏まえながら、良好な市街地を形成しつつ、利便性の高い交通環境を整備し、誰もがいつまでも快適に暮らし続けることができる持続可能なまちをつくります。

- 計画的な土地利用を図りながら、それぞれの地域の特性を活かした街づくりを進めることで、地域の人々の発意による活力に満ちた個性豊かなまちをつくります。
- 区内外から多くの人々が集い・憩える都市機能集積拠点や、区民生活に根差した地域密着型の拠点が整備された、にぎわいある魅力的なまちをつくります。
- 良好な都市景観を形成しつつ、良質な住宅や住環境を整備し、多様な世代が快適に暮らし続けられるまちをつくります。
- 身近なオープンスペースとして公園を整備・保全し、人々が気軽に集い、憩い、心を通わせながら活動できるまちをつくります。
- 道路の新設・拡幅や無電柱化の推進等による安全で利便性の高い道路ネットワークを計画的に整備・保全するとともに、道路と鉄道の連続立体交差化を進めて渋滞を解消し、快適な交通環境を実現します。
- 新金貨物線の旅客化をはじめとする鉄道網の整備やバス交通の充実を進めるとともに、技術革新を取り入れながら移動しやすい環境を整備することで、地域の活性化を図りつつ、誰もがいきいきと活動できるまちをつくります。

### 3 葛飾らしい文化や産業が輝く、笑顔とにぎわいあふれるまち

下町人情をはじめとする地域文化や、優れた技術を持つ多種多様な産業は、本区がこれまで培ってきた財産であり、大きな魅力です。

こうした本区の魅力をより一層、磨き上げ、輝かせながら、国内外に発信し、国際性豊かな活気あふれるまちを目指すとともに、誰もが物心共に豊かに生活を楽しむことができる、にぎわいあるまちを目指します。

#### (1) 葛飾の魅力があふれる、にぎわいあるまち

本区の下町人情に根差した地域力や優れた産業力などの魅力を磨き上げ、生活を豊かに楽しめる、にぎわいあるまちをつくります。

- あらゆる世代の区民が、それぞれの状況に応じて主体的に自治町会活動をはじめとする様々な地域活動に参加し、顔の見える関係をつくりながら地域の課題を解決していく、住みよいまちをつくります。
- 区内の優れた製品・技術を次世代へ継承しつつ、誰もが創業しやすい環境づくりや企業間の連携を図る体制を整備することで、国内外で活躍する優良企業が次々と生まれ、集まる、活力あるまちをつくります。
- 日頃から多くの人にぎわう便利で魅力的な商店や、様々な機能を持つ都市農地などの本区の産業によって、生活を豊かに楽しめるまちをつくります。
- 本区の有する豊かな観光資源を国内外に効果的に発信するとともに、新たな観光資源を創出することで、多くの人が訪れ、地域産業全体がにぎわう観光のまちをつくります。
- 誰もが、それぞれの個性や特性を活かしながら、生涯にわたっていきいきと働き、活動できるまちをつくります。
- 友好都市等と様々な分野で住民同士の交流を深めながら、国際性豊かな、世界に開かれたまちをつくります。

## (2) 誰もが誇りを持ち、心豊かに暮らせるまち

葛飾らしさのある豊かな地域文化や、ふるさと葛飾を愛する心・誇りを育み、誰もが文化・芸術に触れつつ、心豊かに暮らせるまちをつくります。

- 本区の魅力を発掘し、磨き上げるとともに、国内外からの観光客との交流を重ねる中で区民一人一人のまちへの誇りを育み、心温まる観光のまちをつくります。
- 身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を活発に展開するとともに、区民による主体的・創造的な文化・芸術活動が人と人とを結びつけ、葛飾らしさのある豊かな地域文化を育むまちをつくります。
- 区内の文化財を保護し、活用する活動を広げながら、本区の歴史や文化の理解を深めることで、区民のふるさと葛飾を愛する心を育み、心豊かに暮らせるまちをつくります。

## 4 子どもが元気に育ち、誰もが生涯にわたって成長し活躍できるまち

まちの活力を生み出す源泉は、「人」です。本区が持続的に発展していくためには、その地域に関わる「人」の力が最大限に発揮されることが大切です。

安心して子どもを産み育てられる環境や、子どもたちが心豊かにたくましく成長できる教育環境を充実させるとともに、人生 100 年時代を見据え、誰もが生涯を通じて、学び、成長し、活躍し続けることができる「人が育つまち葛飾」を実現します。

### (1) 安心して子どもを産み育てられ、子どもが元気に成長できるまち

地域全体で家庭や子どもを見守り、支え合いながら、誰もが安心して子どもを産み、育てられ、子どもが元気に成長できるまちをつくります。

- 妊娠・出産、子育てに係る切れ目ない支援を行うとともに、多様な保育需要に合わせた質の高い保育サービスを提供することで、誰もが安心して子どもを産み育てることができ、子どもが元気に育つまちをつくります。
- 子どもを守り、子どもの最善の利益を確保できるように、また困難を抱える子ども・若者に支援が届くように、地域全体で家庭や子どもを見守り、支えるまちをつくります。
- 学校・家庭・地域などが連携し、子どもの多様な体験や世代間を超えた交流を充実させることで、社会全体で子どもの成長や自立を支え合うまちをつくります。
- 青少年が地域活動に参画し、地域に暮らす一員として健全に成長できるまちをつくります。

## (2) 夢や希望を胸に、子どもたちがたくましく成長し、活躍できるまち

**乳幼児期から青年期に至るまでの一貫した教育支援体制や、地域とつながりをもった多様な教育環境を充実し、子どもたちが葛飾に住む誇りと自信を胸に、自らの夢や希望を実現しつつ、地域の担い手としても活躍できるまちをつくります。**

- 明日の葛飾を担う子どもたちが、変化の激しい社会でたくましく成長して自らの夢や希望を実現できるよう、「知・徳・体」の調和のとれた「人間力」を養うまちをつくります。
- グローバル社会を生き抜く国際感覚、深い学びの中で培われる資質・能力、豊かな人間性と人格、スポーツに親しみながら健康に生きる力を育む、質の高い教育を受けられるまちをつくります。
- 学校生活上の困難を有する子どもの状況に応じた支援・指導体制を整備することで、全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送り、安心して教育を受けられるまちをつくります。
- 経済的な困難を抱える子どもが、将来の進路選択の幅を広げ、自立した大人に成長することができるまちをつくります。
- 学びの出発点である家庭の教育力向上を支援することで、子どもがより良く生きていくための礎となる基本的な生活習慣や基礎的な社会ルールを身に付け、健全に成長できるまちをつくります。

## (3) 生涯にわたって、充実した生活を送れるまち

**誰もが生涯にわたって学びやスポーツを楽しみながら、いきいきと活動し、充実した生活を送れるまちをつくります。**

- 生涯にわたって自己の個性と能力を最大限に發揮し、誰もがいきいきと活動できるよう、区民のライフステージに応じた多様な学びの場や機会を充実させるとともに、学んだ内容を地域に活かす学びの循環を促進して、深い絆で紡がれた活力あるまちをつくります。
- 誰もが快適に図書サービスを利用できる環境を整備し、区民が集い、学び、交流し、個人や地域の課題解決や様々な活動に取り組むことができる知的創造活動の拠点として図書館を充実させ、心豊かに暮らせるまちをつくります。
- いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも、区民一人一人の体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、安全・安心にスポーツに親しめる環境を充実し、スポーツを通じた交流を深めつつ、いきいきと健やかに暮らせるまちをつくります。

## 5 先進技術を最大限に活用し、洗練された質の高い生活を送れるまち

ICTの進化により、全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない様々な価値を生み出せるようになると期待されています。

日進月歩で進化する先進技術をあらゆる産業や区民生活に取り入れながら、経済的発展と地域課題の解決を図り、誰もが洗練された質の高い快適な生活を送ることができるまちを目指します。

- 誰もが先進技術を活用できる環境を整備し、地域、年齢、性別、言語等による格差や差別がなく、希望を持って活躍し、豊かに暮らすことができるまちをつくります。
- 先進技術を活用し、必要な人に、必要な時に、必要なだけ、一人一人のニーズに寄り添ったきめ細かなモノやサービスを享受できる、無駄がなく暮らしやすいまちをつくります。
- 先進技術を活用することにより、災害に強く、犯罪や事故のない安全な環境をつくるとともに、誰もがいつまでもいきいきと健やかに安心して暮らし続けられるまちをつくります。
- 先進技術を活用することにより、区民の期待に最大限応えられる簡素で効率的なサービスを提供するとともに、区と区内外の様々な主体とつながりつつ相互に情報連携を促進し、便利で快適な生活を享受できるまちをつくります。
- 先進技術の発展に伴い発生する様々なリスクに対し、高い情報セキュリティ意識を持つとともに、適切な技術的対策を講ずることで、誰もが情報を正しく扱い、安心して先進技術を活用できるまちをつくります。

## 第5章 基本構想を実現するために

基本構想実現のためには、区は区民と協働しながら、地域の力を高め、持てる力を最大限に発揮していかなければなりません。

区は、基本構想の実現に向けて、以下の5つの項目に積極的に取り組んでまいります。

### 1 協働の推進

基本構想実現のためには、区民とのさらなる協働の推進が不可欠です。

区は、様々な機会を通じて積極的に情報の発信を行い、地域課題の共有や相互理解を図るとともに、地域のまちづくりを担う人材の育成や連携・協力の機会の創出を進め、様々な分野において区民との協働を一層推進してまいります。

### 2 効果的・効率的な行財政運営の推進

基本構想を実現していくためには、少子高齢化をはじめとする社会経済状況の変化に対応しつつ、将来を見据えた計画的な行財政運営を進め、持続可能で強固な財政基盤を確立していくことが不可欠です。

区は、自主財源の確保に努めるとともに、区民の立場から行政サービスを不斷に見直し、改善を図りながら、効果的・効率的な行財政運営を進めてまいります。

### 3 執行体制の整備と職員の資質向上

基本構想を推進していくためには、行政需要に対応した組織整備と職員の資質向上が不可欠です。

社会の変化に対応し、柔軟な意思決定ができるよう執行体制の不断の見直しを進めていくとともに、多様な価値観を理解し、地域が抱える課題を的確に把握し解決できる、信頼される職員の育成に努めてまいります。

### 4 他自治体との連携

まちのさらなるにぎわいの創出や、大規模化する災害などの課題に対応していくためには、地域の枠を超えた広域的な取組を一層進めていかなければなりません。

区は、地域を超えた様々な区民活動を側面から支援していくとともに、機会・契機を敏感にとらえながら他自治体との連携を一層深め、国や都との連携も図りながら、地域力の向上・地域課題解決に取り組んでまいります。

## **5 自治権の拡充**

平成 12 年の地方自治法改正では、特別区は東京都の内部団体から脱却し「基礎的な地方公共団体」と位置付けられ、一般的に市が担うものとされている事務をすることになりました。一方で、都は大都市行政の一体性及び統一性の確保を名目に、未だ区が担うべき事務の一部を担っています。

今後、区民に最も身近な基礎的自治体として、主体的に事業を行えるよう、他区とも連携しながら自治権の拡充に努めてまいります。